

大阪広域水道企業団告示第4号

令和3年大阪広域水道企業団告示第4号（熊取水道事業における公金の徴収の事務の委託）の一部を次のように改正し、令和4年2月21日から実施する。

令和4年2月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
2 受託者の名称等				2 受託者の名称等			
委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地	委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地
熊取水道事業における水道料金等の徴収の事務及び熊取町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社大阪水道総合サービス	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号	泉南郡熊取町紺屋二丁目4番1号	熊取水道事業における水道料金等の徴収の事務及び熊取町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社大阪水道総合サービス	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号	泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号